

日時：平成 23 年 6 月 2 日（木）午前 10 時 45 分～

場所：大阪市役所 P 1 階 会議室

大阪市特別職報酬等審議会 議事録

（金児会長）

本日は誠に忙しいところ、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より、大阪市特別職報酬等審議会を開催いたします。

私、審議会会長の金児でございます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、当審議会は「会議の公開要領」により、公開させていただいております。

議事に先立ちまして、傍聴者の皆様をお願い申し上げます。受付にて配布致しました「傍聴要領」の遵守事項等を守っていただきますようよろしくお願いいたします。

また、報道機関の方へ申し上げます。

審議中の録音につきましては、特に制約はございませんが、撮影行為につきましては、本日は報道機関からの申し入れがございませんでしたので、諮問書の受け渡し時までとさせていただきますと思います。

それでは、本日、ご出席いただいております委員の皆様を、お手元の「大阪市特別職報酬等審議会委員名簿」に沿いましてご紹介させていただきます。

坂井委員でございます。高田委員でございます。高田委員には会長職務代理をお願いしております。町田委員でございます。吉村委員でございます。

なお、本日、川口委員、鈴木委員、藤井委員につきましては、都合によりご欠席されております。

続きまして、市側の出席者の自己紹介をお願いします。

《市側出席者自己紹介》

（金児会長）

それでは、審議会の開会にあたりまして、平松市長からご挨拶いただきます。

（市長）

おはようございます。本日は、本当にお忙しい中、大阪市特別職報酬等審議会を開催していただいたことに、心からありがたく思う次第でございます。

平成 19 年になりますけれども、市長及び副市長の退職手当の額については、本審議会の担当事務とすることとさせていただいております。

私、本年 12 月 18 日をもって任期満了ということになり、平成 23 年度予算には、その退職手当を計上させていただいております。しかし、昨今の財政状況、この市長職あるいは副市長職における退職手当のあり方等も含めまして、皆さんにきちんとしたご審議を頂戴したい。この間市会を通じましても、いろいろな議論がなされていたわけですが、その際にも私の方から、これは、本来、大阪市特別職報酬等審議会で、その退職手当の持つ意味や、現在の本市の財政状況などあらゆるものを勘案して決めていただくものであり、そのご意見を最大限尊重させていただくのが、行政のトップとしての姿

勢であると言いつけてまいりました。

しかし、本当に緊急に是非お集まりいただきたいということを要請させていただいて、お忙しいスケジュールを都合つけていただいたことも含め、心から感謝申し上げる次第でございます。

後ほど諮問させていただく内容についてお渡しいたしますけれども、是非ご審議にあたりましては、忌憚のない活発な意見を交わしていただく中から、市民の方々にわかりやすい報酬のあり方、退職手当のあり方というものを議論していただければ、幸いかと存じます。

非常に短い期間で、一定の方向性を出していただきたいという、欲張ったお願いもさせていただいて、私からのご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

(金児会長)

ありがとうございます。引き続き市長より諮問を受けてまいりたいと思います。

《市長から金児会長へ諮問書を手渡し》

(金児会長)

委員の皆さんお手元に、市長よりいただきました諮問書の写しが配布されていると思います。早速、審議に入りたいと思いますが、平松市長におかれましては、所用がございますのでここで退席されます。

(市長)

よろしく願いいたします。

(金児会長)

いただきました諮問書には、市長及び副市長の退職手当の額について諮問します、とあり、その裏に諮問理由が記載されております。

「本市では、市長の附属機関として大阪市特別職報酬等審議会を設置しており、特別職の報酬等については、本審議会に諮問し、その答申を踏まえうえで必要な制度改正を行ってきている。市長及び副市長の退職手当については、平成 19 年に本審議会の担当事務としたところであるが、今秋、市長としての任期満了をむかえるにあたり、その水準につき検討を行う必要があると考え、この間、その旨を表明してきたところである。以上のことから、市民の十分な理解と支持が得られるよう、適切な退職手当の額について、本審議会に諮問するものである。」となっております。先ほど市長の方からご挨拶いただいたとおりであります。

それでは、市長及び副市長の退職手当の額について議論するにあたり、市側より資料の説明をお受けしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(総務局理事兼人事部長)

総務局理事兼人事部長の黒住でございます。

それでは、私の方から、本審議会に関する通知や市長及び副市長の退職手当の算出方法、他都市の状況などにつきまして、お手元の会議資料に沿ってご説明させていただきます。

恐れ入りますが、座らせていただきます。

それではまず、会議資料の 1 ページをご覧ください。

特別職の報酬等に関する国からのこの間の通知のうち、特に市長及び副市長の退職手当に関わる通知につきまして、抜粋しております。

1点目でございますが、「特別職の報酬等について」昭和39年自治事務次官通知でございます。下線部分をご覧いただきたいと思いますが、「地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。」となっております。これは、当時の自治省から都道府県等に対する通知であり、この通知に基づきまして、各都道府県や各都市で、本審議会が設置されてきているところでございます。

2点目、2ページでございますが、「地方公務員の給与改定に関する取扱等について」平成18年の総務事務次官通知でございます。こちらは、主に地方公務員の給与改定に関する通知となっておりますが、その中で、一部、特別職の職員の退職手当について触れられております。下線部分でございますが、「特別職の職員の退職手当についても、特別職報酬等審議会など第三者機関における検討を通じ、住民の十分な理解と支持が得られるよう適切な見直しを行うこと。」とされております。

この通知を受け、本市におきましては、3ページでございますが「執行機関の附属機関に関する条例」下線部分のように、平成19年4月から、市長及び副市長の退職手当について本審議会の担当事務に加えさせていただいたところでございます。

続きまして、4ページでございます。市長及び副市長の退職手当の算出方法等につきまして記載しております。退職手当の額の算出につきましては、「1 算出方法」の項に記載しておりますとおり、「給料月額」に、市長又は副市長としての「在職月数」を乗じまして、さらに「支給割合」を乗じて算出いたします。

したがって、「2」に掲げておりますように、「任期満了時の退職手当額」を試算いたしますと、在職月数は48月となりますので、市長の場合で申し上げますと「給料月額142万円×48月×支給割合0.65」により、4430万4000円となります。また、副市長の場合ですが、「給料月額113万円×48月×支給割合0.55」により、2983万2000円となります。

なお、「3 根拠法令」にございますように、市長及び副市長の退職手当につきましては、地方自治法第204条において、条例で定めるべきこととされております。

本市では、5ページにありますように「特別職の職員の給与に関する条例」を定めております。先ほど、ご説明申し上げました算出方法等につきまして、同条例に規定しておりますので、ご参照のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、6ページでございます。こちらは、政令指定都市の市長並びに大阪府、東京都等の知事の、任期満了時の退職手当額を一覧にしたものでございます。各都市とも、概ね同様の計算式となっております。「給料月額」に「在職月数」や「支給割合」を乗じまして、退職手当額を算出しております。表中の「退職手当支給額」の欄にお示しておりますのが、各自治体の条例に定めております制度上の金額でございますが、本審議会では、この制度上の金額についてご議論していただきたく存じます。

なお、「備考」欄には、各首長の選挙公約等に基づき、特例条例を別に制定して実施しております、不支給なり、50パーセント減額なりの措置を記載してございます。

また、7ページでございますが、同様に副市長等の退職手当額を記載してございます。

次に、8ページでございますが、市長及び副市長の退職手当に係る制度改正について、記載し

ております。本市におきましては、昭和 61 年に大きく制度改正をいたしております。その内容につきましては、「2 改正内容」にございますように、改正前は一般職の職員と同様に算出した額に、退職慰労金としまして、その都度、議会の議決を経た額をあわせて支給してまいりました。「3 改正理由」に記載しておりますとおり、予め条例で支給率を定めることにより支給基準を明確にするため、また、すでに支給基準を条例化していた他都市との均衡を図るため、本市におきましても、昭和 61 年に現行の制度に改正いたしました。

なお、本市におきましては、市長の退職手当支給率につきましては 0.65、副市長につきましては 0.55 と定めたとありますが、当時の各都市の支給割合の状況は「4 昭和 61 年当時の各都市状況」に記載しているとおりでございます。

続きまして、9 ページでございますが、こちらは退職手当の性格について、一般的な考え方を取りまとめさせていただいております。地方公共団体の首長等の退職手当について論じたものではございませんが、参考といたしまして、民間企業の退職金につきましては、「勤続報償説」、「賃金後払説」、「生活保障説」の 3 つに大別されるようでございます。また、国家公務員の場合、一般職の職員の退職手当は、基本的に「勤続報償説」に立つものと考えられているようでございます。

続きまして、10 ページをお開きください。上の表におきましては、一般職と特別職について、下の表におきましては、市長と副市長について、それぞれの職務・職責等を記載しております。市長は選挙により選任されますが、副市長は、市長により議会の同意を得て選任される市長の補助機関でございます。したがって、市長と副市長とは、表にお示ししているような相違がございます。

11 ページ及び 12 ページは、のちほど、財政局よりご説明申し上げますので、続きまして 13 ページをお開きください。これまでの市会の経過をご参考に記載させていただいております。市長及び副市長の退職手当の額につきましては、この間、市会の方でも、金額が高いのではないかとのご意見やご指摘を頂いているところでございます。これに対しましては、市長、副市長とも、その水準につきましては本審議会でご議論いただき、答申に沿って必要な見直しを行ってまいりたい旨答弁しているところでございます。以上、誠に簡単ではございますが、資料のご説明でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

(財務部長)

財政局財務部長の内藤でございます。

続きまして、今回、ご審議いただく内容を取り巻く背景の一つと致しまして、本市の財政状況について説明をさせていただきます。恐れ入りますが、座らせていただきます。

資料の 11 ページでございますが、この資料は、政令指定都市及び主要な都府県の仕事のボリューム感を示すものとして「予算規模」を、そして、少し専門的になりますが、財政状況の厳しさを示す「財政指標」のうち、代表的なものを一覧にしたものでございます。

表の左から 2 つ目の欄には、特別会計も含めた、平成 23 年度の「予算規模」を記載しており、本市は政令指定都市の中では最も大きく、また、大阪府よりは若干下回るものの、主要な府県より大きな予算規模となっております。本市の「予算規模」が大きな理由と致しましては、通常の都市の仕事に加えまして、本市では、昼間の流入人口が 100 万人を超えており、この物と人の市内への集中に対応するため、地下鉄やごみ処理施設等の都市インフラの整備を行っていることなどにより、他の都市と比べて仕事のボリュームが大きくなっているものでございます。

その、一つ右の欄には、平成 21 年度決算での「経常収支比率」を記載しております。この「経常収支比率」は、財政構造の弾力性を示す指標でございまして、数値が大きいほど財政が硬直しているというものでございます。本市は、生活保護費などの扶助費や、借入金の返済額である公債費などが相対的に大きいため 100%を超えており、政令指定都市の中でも最も大きいものとなっております。

その右の欄には、同じく平成 21 年度決算での「実質公債費比率」、「将来負担比率」を記載しております。これらの指標は、平成 20 年 4 月に施行されました「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づくもので、その数値が大きいほど、その財政が厳しいということを、「統一的な物差し」として示しているものでございます。

まず、「実質公債費比率」は、一般会計等が負担いたします、実質的な公債費、つまり借入金の返済額等の程度を示す指標でございまして、本市ではこれまで将来の借入金の返済に備えて、ルールどおり減債基金への積立を着実にやってきているため、「実質公債費比率」は他都市に比べても良く、19 市ございます政令指定都市の中で 5 番目に小さい数値となっております。

また、「将来負担比率」は、一般会計等が将来支払っていく可能性のある、第 3 セクターなども含めた負担額等の、現時点での残額の程度を連結決算的に示すもので、本市は政令指定都市中で 5 番目の大きな数値となっております。

なお、最下段に、これらの指標に対する、基準を記載させていただいておりますが、二つの基準がございまして、1 つ目が地方公共団体の自主的な健全化が求められる「早期健全化基準」、サッカーに例えますと、いわばイエローカードといえるものでございます。2 つ目が国の関与によって財政の健全化を図る「財政再生基準」でございまして、いわばレッドカードといえるものでございます。現在のところ、政令指定都市、都道府県でこれらに該当する自治体はございません。

続きまして資料の 12 ページでございしますが、この資料は、平成 23 年度予算をもとに試算した平成 30 年度までの財政収支の推移をグラフにしたものでございます。縦軸が単年度の収支不足額で、横軸が年度の推移でございまして、この V 字型の面積が累積収支不足のボリュームを表しております。

昨年 2 月に公表致しました「22 年度予算版の中期的な財政収支概算」では、このグラフの下の大きな V 字でございしますが、平成 30 年度での累積収支不足額は 2,700 億円と試算しておりましたが、最新の 23 年度予算時の試算では、平成 30 年度での、累積収支不足額は、1,200 億円に改善される見込みでございます。V 字部分の大きさを比べますと、累積収支不足額が、2,700 億円から 1,200 億円に、面積が半分程度になっているイメージがつかんでいただけるものと思います。これは、左下に記載させていただいておりますように、一般財源の確保や公債費の圧縮、生活保護の適正化といった、この間、市長を先頭に全市をあげて取り組んで参りました「収支改善の効果」を反映したものでございます。

また、V 字が浅くなるだけでなく、右側へスライドした形になっております。これは、22 年度予算版では、基金が底をつくことにより、24 年度から単年度の収支不足が発生すると見込んでおりましたが、現在の試算では、ただ今、ご説明致しました収支改善の効果もあり、単年度収支不足の発生を、2 年後の 26 年度からと見込んでいることによるものでございます。

しかしながら、現在の試算におきましても、22 年度予算版と比較して、累積の収支不足額が大幅に減少する見込みでございしますが、例えば、30 年度の単年度の収支不足額が、216 億円から 180 億円へと改善が見込まれるものの、依然として収支不足の発生が見込まれる状況に加えまして、

この試算以降に発生いたしました「東日本大震災」による影響など、先行きが不透明な状況にあることなどを鑑みますと、今後におきましても財政健全化の取り組みについて、スピード感を緩めることなく進めていく必要があると認識しております。

以上、簡単ではございますが、資料のご説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(金児会長)

ただ今、市側より資料のご説明をいただきましたが、資料について何かご質問等があればお願いいたします。

12 ページの、財政収支概算ですが、「収支改善の取り組み」が4項目あげられているが、人件費の削減というものはもちろん入っているということでのいいのですね。それは「経費の見直し」に含まれているということですか。

(財務部長)

はい、そういうことでございます。

(金児会長)

はい、わかりました。22年度予算版と比べますと、非常に改善されているというように読み取れるわけですが、人件費の削減というものが、どのくらい影響を与えているものなのでしょうか。

(総務局長)

平成21年度から、職員の給料カットを実施しており、現在、係長級以下で3.2%、課長代理級以上で5.7%の給料カットとなっております。その状況は変わっておりませんので、人件費が22年度版と23年度版を比較して、大きく変わっているということはありません。

ただし、今後の話で申しますと、取り組みとしましては、平成23年度から新たに超過勤務手当の削減などがございますが、人件費の場合は毎年で動きがありますので、22年度と23年度で大きく変わったということはありません。

(財務部長)

平成29年度までの給料カットによる削減額としましては、約57億円を見込んでおります。

(金児会長)

あれは、平成21年度から取り組まれているのでしたね。向こう9年間かけてという話でしたか。

(総務局長)

そのとおりでございます。

(町田委員)

現在、市債の残高というのはどのくらいなのでしょう。

(財務部長)

市全体で、平成23年度予算で約5兆680億円、一般会計で申し上げますと約2兆8500億円でございます。

(町田委員)

わかりました。税収の方はどれくらいでしょうか。

(財務部長)

同じく平成23年度予算で、約6226億円でございます。

(町田委員)

わかりました。

(金児会長)

ただ今の資料のご説明の中で、大阪市は厳しい財政状況下にあるが、そのようななか財政収支概算にあるように、一定の改善が行われているということ、それから、昭和 61 年に市長・副市長の退職手当を客観的に算出する方法に切り替えてきたということ、しかしながら市長・副市長の退職手当については、全国の政令指定都市などから見ると、かなり高い水準にあるということでございます。それと、政令指定都市の中では、予算規模が非常に大きいわけですが、それだけ市長・副市長の仕事が大変であるということも表しているのではないかと思います。

以上のようなご説明を踏まえて、ご議論をいただきたいと思いますが、委員の皆さまのご意見をうかがう前に、私の方から 1 つ確認させていただきたいのですが、市長及び副市長の退職手当の額については、今回、初めての諮問ということでよろしいのでしょうか。

(総務局長)

はい、初めてでございます。

(金児会長)

はい、わかりました。ただ今、市側から資料の説明を受けました。

私としましては、市長及び副市長の退職手当については、初めての諮問であるということですので、慎重かつ十分に検討する必要があると思います。

また、様々な専門的知識・経験を有する各委員の皆さまから、より広範かつ多角的なご意見を頂戴し、議論していかなければならないというように思います。そのためには、本日ご欠席されている委員の方々からもご意見を頂戴する必要があると思います。

そのようなことから、今回だけでなく、継続的に審議会を開催し議論を重ねていく必要があるのではないかと思います、委員の皆さまいかがでしょうか。

《委員賛同》

(金児会長)

ありがとうございます。そのような方向で進めてまいりたいと思います。

それでは、皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思います。ご意見、ご質問の際には、お手元のマイクを通じてお願いいたします。

(吉村委員)

私も、市長の退職手当については高額であるという話は新聞報道など、いろいろな場面で見聞きしておりました。

13 ページに議会でのこの間の議論なども記載されておりますが、なかなか私たちにはわからないところがあります。やはりこのようなことは、本審議会ですべての議論をして、決めていくことが大事であり、委員の皆さまとしっかりと意見交換をしたいと感じておりました時に、今回の審議会の開催の案内を受けました。府知事は 50% カットされておりますが、市長の方はこれまで聞こえてこなかった。新聞報道などで、勝手に高い安いと議論されている印象があったので、そのような中での今回の開催について、非常にうれしく思う次第でございます。

(金児会長)

ありがとうございます。しっかり時間をかけたいが、遅くとも 8 月末までには何らかの答申を出したいと思いますので、しっかり集中的に審議してまいりたいと思います。

(高田委員)

退職金の額だけ見ると、これが妥当なのかどうか全くわからない。額だけ見れば当然高いのは高いわけですが、世間一般的にみてこの額が公務と対比してどうなのかということ、一般的に企業で大会社なんかは多額の給料をもらっている人もたくさんおられるわけで、それと見比べてどうなんだということも考えなくてはいけないのではないのでしょうか。

退職金と給料とボーナスを年収ベースに置き換えてみると、だいたい3500万円ぐらいであります。市長の多忙さや責任の重さ、実績からすると、3500万円という金額が高いのかどうかという観点から見ますと、どうなのかなという気が今のところしております。

一般論から見て高いというのは確かにそうなのですが、それぞれの職務の立場というものがありますので、それに対応する金額というものがあるのではないのでしょうか。当然、一般企業とは異なりまして税金から払われるということは加味しなければいけないとは思いますが、職責を全うしてもらうためにという観点で考えるとやはりどうなのかなと、今のところはそのように思います。

(金児会長)

はい。今のご意見について皆さんいかがでしょうか。

(町田委員)

市長の退職手当というものは、一般企業でいうところの役員の退職慰労金に相当するのではないかと思います。退職慰労金というのは、株主総会で株主の承認を得て支払われるということになっておりますが、ここ数年、退職慰労金というものを廃止している会社がずいぶん多い。なぜかという支給目的、算定基準等が不明確であるなどいろんなご批判が株主からあり、退職慰労金というものは廃止する企業が増えたというのが、今の流れだと思います。

私も、市長の退職手当というものの性格は何だろうと考えておりましたが、後払い賃金的な性格が強いのではないかと考えます。給料月額と在職月数などで計算されていることから比較的そうではないかと思っているわけですが、そういうことも踏まえて考えると、私は、本来は年棒制にすべきではないのかなと思うことがあります。そうしますと、不明確・不明瞭といわれることもなくなるわけですが、しかしながら全国の地方自治体で大阪市だけが実施するというのは難しい話で、すぐにはなかなかできるものではないと思います。

私も、先ほどの高田委員と同様に年収について、給与・賞与・退職金あわせて約3500万円だと同じように見ておりました。これが高いのか安いのかという議論ですけれども、約4兆円の予算を扱って、職員数も約39,000人、このような大所帯を引っ張るリーダーという立場からみるならば、私は3500万円という金額は決して高いとは思いません。別に高いものではないという印象があります。

しかしながら、先ほどお聞きしましたが、市債が一般会計ベースで3兆円弱あるということ、一方で税収は6000億円強ということは、税収の4倍強の借金がまだまだある。大阪市職員も給与や人員のカットをしている状況のなかで、ある程度の配慮はしなければいけないのではないかと気がいたします。ただ、半分だというような話ではなく、決して仕事から見て高くはないが、大阪市のおかれている今の財政状況を考えれば、もうちょっと考えなくてはいけないのではないかと。また、先ほどのデータを見てみますと、確かに他の都市と比較しても大阪市は1番高い。このことも考えますと、ある程度の配慮は必要ではないかと思えます。

また、給料については、昨年度の審議会で5%ダウンの答申を出しました。任期についても決

まっているということは、先ほどの算定方式からすれば、支給割合という点について、議論していくことになるのかなと考えております。

市長の0.65という割合が多いのか少ないのかということですが、他都市の一覧の資料を見ると確かに多いのかなと、この資料における支給割合の平均を単純に算出いたしますと0.58という数字が出ました。単純平均ではありますが、そのあたりも一つのベースに検討してみるのもいいのではないかと思います。物差しが何なんというのは非常に難しい話だと思います。

(金児会長)

ありがとうございます。議論の一つの方向性のようなものを町田委員からお示しいただいたかと思えます。

単純平均というのも一つの考え方だとは思いますが、私は都市格という基準も考えていく必要があるのではないかと思います。他の政令指定都市の中で大阪市のその役割、あるいは他の都市から見たモデル的な位置づけ、そういうものも重要視していかなければいけないかなとも感じもしております。

ちなみに、0.58という数字をあてはめると、どのぐらいの金額になるのですか。

(給与課長)

支給割合を0.58としますと、現行の0.65と比較して10.8%の減ということになります。金額で申し上げますと、3953万2800円となります。

(金児会長)

4000万円をぎりぎり下回るという数字ですね。

(町田委員)

会長のいわれる都市格というのは、例えば人口などの規模を鑑みれば横浜市とかいうことになるのでしょうかね。それで行きますと支給割合は0.6ですね。もちろん、これも単純にその同規模の都市の割合をあてはめてもいいものか正直分らないところではありますけれども。

(金児会長)

そうですね、そのあたりは、まだこれからもご議論をいただきたいところではあると思えます。

坂井委員、何かご意見等ございますか。

(坂井委員)

はい。やはり、一般の市民の方たちから見ると、不景気で企業が倒産したり、給料がカットされているご家庭が非常に多いもので、公務員というだけで得をしているのではないかと、いうように世間の目はなっております。特にこのように数字的に出ますと、大阪市は高い、平松市長の給料等は納得いかないというようになります。

この審議会の席に委員として参加させていただくと、職務のことなども考えればある程度理解できる数字ではあるのですが、一般の方々にはなかなか理解していただけないと思えます。

やはりある程度ご理解いただけるところまで、下げる方がいいのではないかと思います。数字につきましては、先ほど町田委員がおっしゃられておられたように、どの程度が妥当かというのは、非常に難しいところがあると思えます。

職員の方でも、今、公費での参加が問われている中で、自費でいろいろな行事に参加されている方もあり、確かに役職柄そのような出費もかかることもあると思えますので、極端に減らすのはどうかとは思いますが、やはりある程度は一般市民の方のご理解がいただけるような額にするのが、妥当かなと思えます。

(吉村委員)

私もいろんなことを地域の方とお話するなかで、やはり公務員は何も悪い事さえしなければそのまま定年まで行けるということを言われます。それは、どこにいても悪いことしたらいけないと言うんですけどね。もう亡くなりましたが、私の主人も元々公務員でございまして現在年金をいただいておりますが、地域にいろいろ還元させていただくことが私は大事とそう思っています。

区役所の方との交流もさせていただいておりますけれども、こちらの方も大変難しくなっております。今まではご一緒に参加させていただいておりましたのが、結局そのようなことはことすべきではないということで、単独で研修するようになりましたし、3年ぐらい前から。

給料などの問題についても、ここに議会でもいろんなことをおっしゃっていたとあります。また、府知事もご自身で半分でいいということで、半額にしているということも。私は、そのようにご自分の意見よりも、やはりこういう審議会でも議論のうえこう決めました、といった方がどなたに聞かれてもいいと思います。

(金児会長)

結局は、一般市民から見てどの程度の金額であれば納得できるのかということですね。そういう議論をする為には、市長はどれだけ忙しいのかということも確認しておく必要がありますね。

(吉村委員)

そうですね。

(金児会長)

土日休みでは無く、休みが全くないというぐらい公務が詰まっている。企業の社員や一般の公務員とは異なる仕事の忙しさがあるのではないかと思います。事務局の方から、市長の休暇状況等について何かありますか。

(秘書部長)

市長の休みがどの程度あるのかということについてお答えいたします。夏休みが毎年、およそ5～6日、年末年始の休みが3～4日、それ以外には概ね月に2日程度休みが取れるという状況でございます。年間で申しますと、30日～35日程度でございます。

(金児会長)

月に2日ぐらい休みが取れているとのことですが、それは土日ですか。

(秘書部長)

はい、ですが公務により土日が全部詰まりましたら平日のどこかで、ということもございます。

(金児会長)

1日の勤務時間というのはどのぐらいでしょうか。

(秘書部長)

平均の勤務時間というのは非常に難しいのですが、土日は午後からという場合もございますし、平日は朝から夜遅くまでという日もございます。非常に難しいのですが、一般の公務員と比べますと、もちろん多忙でございます。

(金児会長)

わかりました、激職であるということには変わりないですね。

(吉村委員)

余談になりますが、新聞でよく府知事の今日の公務といった記事を見かけますが、市長のその様な記事はございませんね。市長のもあればいいんですが。

市長と5月30日の『ごみゼロの日』にご一緒させていただいた時のことですが、地域の方が気軽に話しかけてこられていた。約1時間一緒に清掃させていただきましたが、その後、シルバー人材センターの総会に出席しておりましたら、そこでも市長がご挨拶に来られていた。このように市長は大変多忙だと思います。会長がおっしゃられるように、その多忙さが、なかなか皆さんにはわからない、ここではこれだけ多忙であるので退職金もこの程度であるというのは理解できるが、やはり一般の人に分かるように、何かできないかという思いです。退職金の金額ばかり取り上げられてしまっている。その一方でその仕事の量、多忙さがあるのに、といつも思います。

(金児会長)

今、おっしゃられたことは答申に盛り込むことはできるかと思えます。

そろそろ終了時間の方も近づいてまいりましたが、今日、結論を出そうとも思っておりませんし、もう少しご議論を深めていっていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、いろいろ貴重なご意見をいただきましたが、本日にいった意見交換の内容も踏まえまして、さらに議論を深めていきたいと思えます。次回の審議会が、できるだけ早い時期に開催されるよう、日程調整等について、事務局の方へお願いしておきます。

本日の特別職報酬等審議会におきまして、皆様方の熱心なご議論により、貴重なご意見をたくさんいただきましたことを、厚く御礼申し上げます。次回の審議会におきましても、本日同様、有意義な意見交換ができますよう、皆様方にご協力、お願いを申し上げ、これもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。